

表 USMCAの紛争解決メカニズムで対象となる労働者の権利および制裁手段・対象・期間

権利/制裁手段・対象・期間	国 vs 国	緊急紛争解決メカニズム
結社の自由・団体交渉権	対象	対象
強制労働の禁止	対象	対象外(原則、注1)
児童労働の禁止	対象	対象外(原則、注1)
最低賃金、就労時間、安全・衛生基準・暴力・脅迫の禁止	対象	対象外(原則、注1)
制裁手段	特恵停止(関税賦課)	特恵停止、制裁金(罰金)、輸入差し止め(注2)
制裁対象	特定産品	特定事業所(再犯の場合、同一企業の複数事業所も可能)
制裁適用までの期間	1～1.5年	6カ月以内

(注1) 国 vs 国の紛争解決メカニズムで一度敗訴すると、緊急メカニズムでも対象になり得る。

(注2) 輸入差し止めの制裁は、同一企業が3回以上権利侵害を繰り返した場合に適用される。

(出所) IQOM Inteligencia Comercial, *Desafíos Laborales en la Implementación del T-MEC para el Sector Automotriz*, 26 de junio 2020